

名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業 要求水準書案の主な修正箇所（新旧対照表）

令和8年3月5日 名古屋市

| 通番 | 資料 | 頁 | 項目名 | 修正前（下線部は修正箇所） | 修正後（下線部は修正箇所） |
|----|--------|----|--|---|---|
| 1 | 要求水準書案 | 47 | 第5 建設業務に関する要求水準 1 総則 (5) 報告事項 工 業務報告書・業務完了届 | (ア) 設計業務については、「年次業務報告書」及び「月次業務報告書」を提出すること。 | (ア) 建設業務については、「年次業務報告書」及び「月次業務報告書」を提出すること。 |
| 2 | 要求水準書案 | 54 | 第5 建設業務に関する要求水準 2 業務の要求水準 (9) 地域住民等への説明等実施業務 | ア 事業者は、市が指定する範囲の地域住民に対して説明を実施する。説明の開催時期は、市と協議の上、事業に反映可能な時期を設定し、説明参加者からの意見等を最大限設計に取り入れること。 | ア 事業者は、市が指定する範囲の地域住民に対して説明を実施する。説明の開催時期は、市と協議の上、事業に反映可能な時期を設定し、説明参加者からの意見等を最大限施工計画に取り入れること。 |
| 3 | 要求水準書案 | 55 | 第6 工事監理業務に関する要求水準 1 総則 (4) 実施体制 | (4) 実施体制 工事監理業務を行う企業は、建設業務を行う企業と異なる者とする。 事業者は、管理技術者（工事監理）を配置し、契約締結後14日以内に市に通知すること。工事監理体制表には、意匠、構造、電気設備、機械設備、昇降機設備、公園等の専門別の担当者の記載を必須とし、その他の担当者を配置する場合は、あわせて記載すること。 <u>また、管理技術者（工事監理）及び専門別の担当者（構造、昇降機設備、公園の担当者を除く。）は、専任かつ常駐して業務を行うこと。</u> なお、昇降機設備担当者に限り、電気設備担当者又は機械設備担当者と兼ねることができるものとする。 | (4) 実施体制 工事監理業務を行う企業は、建設業務を行う企業と異なる者とする。 事業者は、管理技術者（工事監理）を配置し、契約締結後14日以内に市に通知すること。工事監理体制表には、意匠、構造、電気設備、機械設備、昇降機設備、公園等の専門別の担当者の記載を必須とし、その他の担当者を配置する場合は、あわせて記載すること。 <u>また、管理技術者（工事監理）は工事監理業務期間中、専門別の担当者（構造の担当者及び昇降機設備の担当者を除く）は担当業務の期間中において、継続的に要求水準及び工事状況を把握できるような実施体制及び手段を講じ業務を行うこと。</u> なお、昇降機設備担当者に限り、電気設備担当者又は機械設備担当者と兼ねることができるものとする。 |
| 4 | 別紙10 | 1 | 建設発生土の搬出候補一覧 | 建設発生土の搬出の際は、当該時点において名古屋市へ登録されている受入先へ搬出するものとする。 なお、以下の場合はこの限りではない。 ・受入条件を満たす受入地が一覧にない場合 ・地理的条件等で受入地一覧表から受入地を選定することが適切ではない場合 ・別途、建設発生土の処分に関する契約を締結している場合 | 建設発生土の搬出の際は、当該時点において名古屋市へ登録されている受入先へ搬出するものとする。 なお、以下の場合はこの限りではない。 ・受入条件を満たす受入地が一覧にない場合 ・地理的条件等で受入地一覧表から受入地を選定することが適切ではない場合 |